

外部資金に基づく事業の会計に関する規定

2016年 4月 18日 理事会承認

(目的)

第1条 この規定は日本図学会で受け入れた外部資金に基づく事業の会計に関する基準を定め、その会計状況を明らかにするとともに、当該事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規定の適用される会計とは、本会会則第29条に定める特別会計として設けられるもので、学術振興会科学研究費補助金や各種財団法人により支給される研究費などに基づいて実施される事業に関するものを指す。

2 当該事業の会計は他の会計とは分けて管理・運用するものとする。

(会計、経理、出納、監査)

第3条 当該事業の会計は本会会長が統括する。

2 当該事業を管掌する本会役員あるいは本会理事会で承認を受けた者が会計について会長を補佐し、経理を行う（以下、「会計担当者」と言う）。

3 出納業務には本会事務局があたる（以下、「出納担当者」と言う）。

4 当該事業の業務ならびに会計の監査には、本会監事があたる。ただし、会計担当者が監事である場合には、理事会において別の者を選任する。

(事業資金)

第4条 会計担当者は、出納担当者が当該事業の資金受払を行った場合は、速やかに事業資金として処理しなくてはならない。

2 事業資金に利子が生じた場合には、事業資金に組み込むものとする。

(支払の決定)

第5条 会計担当者は、物品の買入れやその他の契約に対して速やかに債務を認識し、支払条件に基づいて出納担当者に支払わせなければならない。

(支払の方法)

第6条 出納担当者は、原則として金融機関等への振込によって支払を行うものとする。ただし、小口現金払その他必要がある場合は、通貨をもって行うことができる。

2 出納担当者は支払を行った際、領収書を徴しなければならない。ただし、振込の場合は銀行振込通知書等をもって、これに代えることができる。

(仮払)

第7条 仮払のできる経費は次のとおりとする。

一 旅費交通費

二 会長ないし理事会によって必要と認められた経費。

2 仮払金は速やかに精算しなければならない。

(立替払)

第8条 会計担当者が必要と認めた者は立替払をすることができる。

2 立替払は速やかに精算しなければならない。

3 立替払のできる経費ならびにその取扱は、原則として国立大学法人東京大学（以下、東京大学）における立替払の事務取扱（「立替払の事務取扱いについて」「立替払い請

求について)に準ずるものとする。なお、予算責任者は会計担当者に読み替えるものとする。

(謝金)

第9条 謝金の取扱は、原則として東京大学における謝金の事務取扱(「謝金事務取扱要領」「諸謝金基準単価表」)に準ずるものとする。なお、部局長は会長、人事事務担当係は事務局に読み替えるものとする。

(旅費)

第10条 旅費の取扱は、原則として東京大学における旅費の事務取扱(「東京大学旅費規定」「東京大学旅費支給要領」)に準ずるものとする。なお、総長は会長、予算責任者は会計担当者に読み替えるものとする。